

平成二十四年二月二十八日付け奈良県公報第二千三百五十二号登載の一般競争入札の実施の公告（第二阪奈有料道路高架橋耐震補強工事 第二十三―A B―五―六号）の内容を、次のとおり変更します。

平成二十四年三月十三日

奈良県道路公社 理事長 荒井正吾

第四の表中

第二阪奈有料道路の車線規制による工事となることから、工事期間中の工事区間（上下施工箇所及び手前五〇〇メートルに限る。ただし、上線の下線の安全対策は同じ対策とする。）内における一般通行車両への安全対策について、具体的な工夫（交通誘導員に関する提案を除く）を提案・実施する。

を

第二阪奈有
ことから、
所及び手前
る一般通行
な工夫（交
案・実施す

料道路の車線規制による工事となる
工事期間中の工事区間（上下施工箇所
五〇〇メートルに限る。）内における
車両への安全対策について、具体的
交通誘導員に関する提案を除く）を提
る。

に変更します。